

.....
平成15年 第2回 3月(臨時)中 間 市 議 会 会 議 録(第1日)

平成15年 3月31日(月曜日)

.....
議事日程(第1号)

平成15年 3月31日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 同意第2号 教育委員会の委員の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1 番 岩崎 三次君	2 番 中家多恵子君
3 番 井上 久雄君	4 番 植本 種實君
5 番 山本 慎悟君	6 番 野村 重利君
7 番 山本 貴雅君	8 番 宮下 寛君
9 番 青木 孝子君	10 番 久好 勝利君
11 番 佐々木正義君	12 番 堀田 英雄君
13 番 福田 一則君	15 番 香川 実君
16 番 古野 嘉久君	17 番 岩崎 悟君
18 番 須本 武雄君	19 番 上村 武郎君
20 番	21 番 片岡 誠二君
22 番 米満 一彦君	23 番 穴井光午郎君
24 番 杉原 茂雄君	

欠席議員(1名)

14 番 山之内 智君

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	・	・	・	・	・	大島	忠義君	助役	・	・	・	・	・	・	松下	俊男君
収入役	・	・	・	・	・	藤井	紅三君	教育長	・	・	・	・	・	・	船津	春美君
総務部長	・	・	・	・	・	上田	献治君	市民経済部長	・	・	・	・	・	・	貞末	伸作君
民生部長	・	・	・	・	・	勝原	直輝君	教育部長	・	・	・	・	・	・	工藤	輝久君
建設部長	・	・	・	・	・	中木	陸君	水道局長	・	・	・	・	・	・	小南	哲雄君
市立病院事務長	・	・	・	・	・	田中	茂徳君	消防長	・	・	・	・	・	・	中村	忠雄君
合併問題対策室長	・	・	・	・	・	・	・	企画課長	・	・	・	・	・	・	村田	育男君
秘書課長	・	・	・	・	・	白尾	啓介君	財政課長	・	・	・	・	・	・	行徳	幸弘君
総務課長	・	・	・	・	・	鳥井	政昭君	健康増進課長	・	・	・	・	・	・	牧野	修二君
税務課長	・	・	・	・	・	中野	諭君	管理課長	・	・	・	・	・	・	柴田	芳夫君
介護保険課長	・	・	・	・	・	是永	勝敏君	指導課長	・	・	・	・	・	・	栞野	広行君
庶務課長	・	・	・	・	・	塩川	玄栄君								加賀	利男君

事務局出席職員職氏名

局長	岡部	数敏君	次長	渡辺	恭男君
書記	赤木	良一君	書記	末廣	誠君
.....					

午前10時00分開会

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は22名で定足数に達しております。これより平成15年第2回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第1．会期の決定

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

.....

日程第2．同意第2号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第2、同意第2号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。教育委員会の委員の任命について提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であります柳澤欣彌氏の任期が、本年3月22日で満了いたしますことから、引き続き同氏の同意方につきまして、先の議会でお諮りをいたしましたところ、残念ながら僅差でご同意をいただけない結果に終わり、私自身その責任を痛感している次第であります。

私は、この結果を真摯に受けとめ、再度その後任者の人選につきまして熟慮いたしましたが、柳澤氏のこれまでの教育委員としての見識と経験、またその実績と教育行政に対する熱い情熱を考えますと、教育委員として最適の人材であると思っております。

さらに、柳澤氏は現在福岡県市町村教育委員会連絡協議会会長、九州地区市町村教育委員会連合会会長、全国市町村教育委員会連合会副会長等の要職に就かれ、来る8月には本市教育委員会の事務局のもと、九州地区全県下の教育委員が一同に集う九州地区市町村教育委員会連合会総会及び同教育委員研修大会を福岡市において開催をいたします。

こうした実情を考えあわせましても、同氏以外の後任候補はあり得ないとの結論に達した次第であります。つきましては、以上の理由により、いま一度同氏の選任をいたしたく、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めたものであります。

以上、ご賢察の上、よろしくご同意のほど、お願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

再任を先の議会で否決をされて、まだ1月もたたない。まさに舌の根も乾かないうちにこの提案です。柳澤氏自身にその後の変化は何かあったのか。一たん否決された提案を再提案する場合には、私は当初案とこの点が違うよ、こういう点が手直しされたよということで提案されるのが普通だと思うんです。ところが、今の市長の提案理由を聞きますと、何ら変わってはいないということです。

私が質問したいのは、一つは今、1点、何か柳澤氏自身に何か変わったのかということ、これまでの考え方、教育委員としての取り組み方。

それと、市長としてこの議会での議決をどういうふうにとめておられるのか。いわゆる人事案件というのは非常に重要な案件です。これを議会でそれぞれ、さまざまな議員としての思いがあると思うんですが。しかし、これは議会で決まった、否決をされたわけです。そのことについて市長としてどういうふうにとめておられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

まず、1点目の変化があった、そういった問題につきましては、提案理由で申し上げましたように熟慮いたしましたけれども、柳澤氏以外に教育に対する情熱のあり方を含めて他に人選をいたしましたけれどもいなかったというのが、まず一つの答えでございます。

それから、議会でどういうふうにして一度否決をされたのを、また、再度提案をしたかということなんですけれども、確かに10対9で否決をされたわけでございますけれども。当日の議員の皆さん方の出席を含めて、あるいはこのままでは中間市の教育行政を含めて、もう一回議員の皆さん方をお願いをして、きちんとした方針をしますべきかと、こういう思いに立ち至ったと、こういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

ほかに質疑はありませんか。香川実君。

議員（15番 香川 実君）

2点ほどにわたりまして市長にお尋ねをいたします。

一つには、さきのこの件に関する新聞報道が大きく出ておりましたが、その中で柳澤氏につきましては教育委員としての資質に問題があるような、そういった趣旨の記事が出て

おりました。この件に関して市長はどんなふうに思っておるのか。

いま一つは、さきの議会の中で共産党の方から、この国家斉唱・君が代斉唱時における柳澤氏の対応といいますか、それは憲法で保障された内心の自由を侵すという、そういう・内心の自由を侵すという思想を持っておるのではないかというような趣旨の討論がっております。したがって、教育委員にふさわしくないという反対討論でございましたが、このことに関して市長はどんなふうな見解を持っていらっしゃるのか。

以上、2点についてお願いします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

柳澤委員の人格といいますか、そういった新聞記事が載っていたのも事実でございますけれども、先ほど提案理由で申し上げましたように、柳澤氏の教育に対する情熱というものは大変にすばらしいものがございまして、まさに適任だとそういう思いがいたしているわけでございますけれども。新聞報道につきましては、ある面ではそういった・ある議員さんがそういったお話をされたということが載っているわけですが、決してその中身が精査されたということでもないわけですし、ある面では一方的に報道された中身じゃないかなと、そう認識をいたしております。もう少し新聞報道というもののあり方を含めて、多少、疑義を持っているというのが、私の気持ちでございます。

それから、内心の自由ということなんですけれども、これもあと補足があれば教育長の方からさせていただきたいと思うんですけれども。昨年の卒業式の後に行われました共産党議員団と教育委員との協議の中での発言、また、定例教育委員会の議事録を見させていただきましたけれども、その中での柳澤氏の発言の要旨は決して内心の自由を奪ったということではなくて、内心の自由は当然のことであるけれども、内心の自由とは関係なく、学校に限らず式典をするときは式典の儀礼というものがあるんじゃないかと、そういうことを発言をされたようございまして、したがって、今、香川議員が言われましたように、内心の自由まで奪ったものじゃない、そのように私自身認識をいたしていただくわけございまして。

私も市会議員になりまして卒業式の日ずっと行っているんですが、今回は東中の卒業式に行きまして、本当にすばらしい卒業式だったと感激をいたしているわけございまして。むしろ私はこの学校教育の中でやはり思想信条というものはやっぱり持ち込んだらいかんと、そういうものがあってこそ子供の教育が公平に保たれるんじゃないかと、そういう認識を持っているわけございまして。決して、この前の反対討論の中にありましたような内心の自由まで奪っているということじゃないと、こういうことございまして。あと補足があれば教育長の方からお答えをいただきたいと思います。（「議事進行」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

今の市長の答弁というのは非常に重大な問題を含んでいると思うんです。というのが、国旗、国歌、これを制定する際に、日本においては日の丸、君が代に対するさまざまな思いが各個人にあるということから、決してこのことについて何らかの強制はするべきではないというのが、憲法上も、また、国会における議論の中でも、十分にその点は審議を尽くされている。にもかかわらず、そのようなことをすることを、儀式だからということで強制するという点については、やはりこれは内心の自由を侵すということで、今の答弁はちょっと問題があるのではないかと思います、その点、1点。

もう一つ、熟慮を重ねて・・・人選に当たってですね。ところが恐らく何らほかの人には当たっていないのではないかと。人選はされていないと思いますが、その点はどうですか。

その2点について。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

まず、2点目の方から、十分人選をさせた上で再度提案をしたと、こういうことでございます。

それから、国旗国歌の話でございますけれども、これはそれぞれの政党あるいは思想信条の違い等々があるわけございまして、私が申し上げたのが私の気持ちでございますし、議員あるいは市民の方含めて、そういった心をお持ちだと、そういうふうにご考えております。（「議事進行」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。香川実君。

議員（15番 香川 実君）

ただいま議題となっております教育委員の選任同意に関する議案につきまして、公明党の議員団を代表しまして、賛成の立場からの討論を行います。

柳澤氏はこれまで8年間、教育委員としてその職務を全うされ、今日では先ほど提案理由の中でも述べておられましたが、国や県の大要職にも就いておられますし、同氏の教育委員としての実績はまことに立派なものだと思っております。

さきの市議会におきましては、共産党の方から思想及び内心の自由を侵害する行為を肯定した旨のそういった趣旨の反対討論があつてはありましたが、先ほどの私の質問に対して、市長は明確に内心の自由を侵害するものではありません、という答弁があつております。

柳澤氏につきましては、私も個人的ではございますが、過去私自身が青少協の委員を10年間ほど私も携わつたことがございますが、その折にも同氏とはいろいろとお話をする機会等もございましたが、まことにその見識あるいは人格においても、教育委員としては大変ふさわしい人材だなあという印象を強く受けたことを記憶いたしております。

以上な観点から見まして、柳澤氏についての教育委員の選任については、最もふさわしい人材であると、このように考えまして賛成の討論とさせていただきます。

議長（岩崎 三次君）

ほかに討論ありませんか。青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

先ほど共産党の久好議員からも質疑の中でありましたけれども、反対討論の中身は私が先に言いましたとおりのことでございます。

今、市長の答弁をお聞きしましても、柳澤氏はやはり内心の自由の点で一向に変わったという報告もあつておりませんし、そういう理由で全く賛成をできませんので反対いたします。

議長（岩崎 三次君）

杉原茂雄君。

議員（24番 杉原 茂雄君）

単に人事案件という問題、今回の場合は、教育委員のということで。しかし、触れられている問題は根源的な問題があるんですね。まず一つは、先ほど共産党さんからありましたように、強制をされておるといふ問題です。しかし、強制的にやられているといふふうに解釈すれば、そういう解釈、見解が成り立つでしょう。しかし、国家法として国旗と君が代が法律によって制定されたことなんです。ことは事実なんです。

これを各教育行政や教育の問題として取り上げながら、いろいろとやられていく、全国的に統一的にやられていくというあり方は、私は当たり前だと思うんです。例えば、憲法あるでしょう、憲法だって強制されるようなことを言う人たちもおるわけ、強制されないという人たちもおるわけです。それほど日本という国は自由な国なんです。つまり思想信条というものが保障され、言論の自由が保障されておる。そういう国であるという、まことにありがたい国なんです。

したがいまして、具体的な流れの中で、国旗や国家を学校の行事の中で取り入れて、それを教育委員会や学校が行おうとする中で、ご案内を受けた、招待を受けた人たちがその行事に対する秩序に従わない。従うといふか、秩序を尊重するという気持ちがないであれ

ば出席しなきゃいいじゃないですか。または、そういう方を案内すべきじゃない。案内しなくていいですよ、私は。はっきり申し上げて。

生徒とか、先生とか、学校の直接の行事の関係者は、これはそれぞれのやり方がありましようから、それは内部の問題としてお任せしていいと思う。しかし、来賓として招かれる人が、この前自分が立たなかったから、したがって、今度は案内がなかったとか、というようなことの現象もあったようですけれども、私はそういう方々はご案内をすべきではない。案内をすること自体が失礼になる。または、案内を受けた人はやはり敬意を表してするのが、これは日本人としての文化のありようじゃないでしょうか。

それから、先ほどこの前は議会は否決した。再度出すというのは、その議会の議決の意味なり、重みなり、つまり議会軽視ではないかといったような思いのお話がありましたけれど、これは民主的なルールに基づいて再議を行う、再議するということを提案する権利というか、義務というか、そういうものを市長は持っておるんですね。

したがって、私はそれに基づいて行う限りにおいては、よほどの市長は覚悟をされて再議をされたんだと思います。つまり、この前否決したでしょう、否決したことによって、市長なり、教育長なり、関係者、道義的、政治的、社会的責任が生まれておるんですよ。じゃないですか。にもかかわらず、あえてこの方をもって信を再議を問うという、相当な、私は決意をして、もし、これが否決されたら、それは不信任の意味なのよ、これは、じゃないですか。もちろん同時に相手に対しても正当な論拠のある・理由を持って、例えば共産党さんのように、ノウならノウと言わなきゃ。

そうでない、何か模糊、曖昧としたような、何かこう政治的な事情や個人的な感情のまじわりの中で判断をされていくというありようというのはいかがなものか、ということを考えて、私はやはり再議に付するというありようは正しいというふうに私は思います。

どういう変化があったかと、再議する何か変化があったかというお話。変化があるとなかろうと、それは提案者の信念に基づいて、政治信念に基づいて行うべきことであって、それをもってあとは議会の我々が判断をすればいいと、こういうふうに考えながら、私の賛成討論といたします。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

今回の問題について、ただいまの議論の中で今度の問題は非常に根源的な問題を持っているんだと。私は全く同感だと思うんです。

どういうことかと言いますと、学校というのはやっぱり教育の場です。また、民主主義を教えていく場でもあるわけです。そういう場で、少数意見を排除していく。しかも、学校長というところでの、しかも儀式という名で、これを従わないものについてはこれを排除していくと思想が出てくること自体が問題だ。これはファッションです。

いま一度、議会の問題について言いますと、やっぱり議会で議決をしたということの重みについて、私は非常にこれは考えていけない問題だと思うんです。市長は十分人選をしたんだというふうに言われるけれども、その後といたしますか、どういうふうな人選をしたのかというのは一向に見えてこない。ましてや一たん議会で否決されたものについて、我々としては何ら反省もしないでこれを提案されたということについては、非常に憤りを感じます。

こういうことから反対討論としたいと思います。（「議事進行」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意第2号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（岩崎 三次君）

ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（岩崎 三次君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。・・配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（岩崎 三次君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼において順次投票を願います。

なお、かさねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

2番 中家多恵子議員	3番 井上 久雄議員
4番 植本 種實議員	5番 山本 慎悟議員
6番 野村 重利議員	7番 山本 貴雅議員
8番 宮下 寛議員	9番 青木 孝子議員
10番 久好 勝利議員	11番 佐々木正義議員

12番 堀田 英雄議員
15番 香川 実議員
17番 岩崎 悟議員
21番 片岡 誠二議員
23番 穴井光午郎議員
18番 須本 武雄議員

13番 福田 一則議員
16番 古野 嘉久議員
19番 上村 武郎議員
22番 米満 一彦議員
24番 杉原 茂雄議員

.....

議長（岩崎 三次君）

投票漏れはありませんか。・・・投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（岩崎 三次君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に青木孝子さん及び古野嘉久君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（岩崎 三次君）

開票結果の報告をいたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員に符号しております。そのうち賛成15票、反対6票。以上のとおり賛成多数であります。よって、同意第2号についてはこれを同意することに決しました。

.....

日程第3．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第76条の規定により、議長において久好勝利君及び香川実君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成15年第2回中間市議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前10時35分閉会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 久 好 勝 利

議 員 香 川 実

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員